地域と学校の協働体制の概要

学　校（コミュニティ・スクール）

教職員　校長　教職員

学校運営協議会

委員：
保護者
地域学校協働活動推進員
地域住民　など

全公立学校で努力義務化

学校運営・その運営に必要な支援に関する協議 等

学校運営協議会の主な役割
（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の５）

教育委員会が、所管の学校ごとに学校運営協議会を設置

- ✓ 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- ✓ 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができること
- ✓ 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができること

※小中一貫型小・中学校など、複数校に一つの協議会を置くことも可能

地域学校協働活動推進員
地域と学校をつなぐコーディネーターの役割

・地域住民と学校との情報共有
・地域住民等への助言　等

教育委員会が委嘱することができる
（社会教育法第9条の7）

想定される対象者：
・地域コーディネーターやその経験者
・ＰＴＡ関係者・経験者
・退職教職員
・自治会・青年会等関係者
・公民館等社会教育施設関係者　等

地域学校協働活動
地域と学校が相互にパートナーとして、連携・協働して行う様々な活動

（社会教育法第5条第2項　ほか）

○協働活動
地域人材育成、郷土学習、協働防災訓練、学習・部活動等支援、花壇整備、登下校の見回り　等

○体験活動
社会奉仕体験活動、自然体験活動、職場体験活動　等

○放課後等の学習活動
放課後、土曜日、休日における学習、スポーツ活動　等

地　　域

保護者　地域住民　PTA　地域の青少年　警察・消防等　企業・NPO等　スポーツ団体　文化団体　社会教育施設・団体

地域学校協働本部
★地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」を形成した任意性の高い体制

※従来の学校支援本部等をベースに学校と地域が組織的に連携・協働する連携協力体制を構築

地域学校協働本部の３つの要素

- ✓ コーディネート機能
- ✓ 多様な活動（より多くの地域住民の参画による多様な地域学校協働活動の実施）
- ✓ 継続的な活動（地域学校協働活動の継続的・安定的実施）